

週刊住宅



管理会社が携わっている業務の中で、借主と最ももめる可能性が高い業務のひとつが退去時の精算だ。借主は敷金を1円でも多く返してほしい。貸主側からするとリフォーム費用がかかるのだから1円でも多く負担してほしい。双方の考え方

が相反するのだからもめ事が起きるのは必然である。ある首都圏の管理会社が集まる会合の席で、退去精算の交渉業務を任せると社員が退職してしまって、トラブルだらけで精神的にも嫌になってしまい、という話

原状回復トラブルの防ぎ方

33

オーナー・投資家

を聞いたことがある。

確かに賃料の督促業務と

違い、家賃をいくら払って

ください、更新料をいくら

払ってください、といつよ

うな明確な答えはない。退

去時の室内の汚れ具合は人

によて千差万別だし、入

居中に何がしか貸主や管理

会社に対する不満などがあ

に返金していたので貸主の

リスクも軽減できていた

が、その敷金がないのだが

良い。これだけインターネ

ットが普及している今、借

主も簡単に情報を得られる

し、ガイドラインの存在を

対してお金払うのは気

分が良くない、という借主

の気持ちも確かに分かる。

国土交通省の原状回復方

りいいか。答えは単純だが、

し、納得していただいた上

で契約してもらつ。

もちろん、その時に退去

時も契約しないこともあ

る。こうすると契約手続き

だけで1件当たり1時間以

てもかかるので、大事な契

約を仲介業者に任せ切りに

する管理会社が多い。

当社では入り口で時間を

かける分、結果として入居

中や退去時のトラブルが減

り、出口が楽になった。国

土交通省のガイドラインの

目的も同じである。そもそも

問題と捉えがちであるが、

入り口の問題と捉えること

がトラブルの未然防止に効

果的なのだ。

小山裕美(CFEネット

ロパティマネジメント事業

契約時に負担割合を明確化 納得するまで契約書を読み合わせ

つた場合、それを引き合いに自分の費用負担の値引き交渉をする借主もいる。

さらに、近年の敷金ゼロ物件がトラブルに拍車をかける。首都圏の場合、賃貸契約において平均して賃料の1ヵ月～3ヵ月の敷金を貸主に預けていた。退去時の1ヵ月～3ヵ月の敷金を貸主負担はその敷金から精算し、残った敷金を借主

に返金していくので貸主のリスクも軽減できていた。確かに賃料の督促業務と違い、家賃をいくら払ってください、更新料をいくら払ってください、といつよいづな明確な答えはない。退去時の室内の汚れ具合は人によって千差万別だし、入居中に何がしか貸主や管理会社に対する不満などがあることになる。

引っ越し出て行く部屋に對してお金を払うのは気分が良くない、という借主がいる。本來、ガイドラインは

借りただけではなく貸主側の主張の根拠となるのだから

ことになる。

イドラインによると、居住

ら、堂々と順守し、その通りに費用負担を明確化すれば良いのだ。

当社では賃貸契約時に必ず来店していただき、借主

の面前での契約書の読み合

わせを徹底している。たと

えば仲介業者が借主を紹介してくれたとしても、必ず当

社にお越しいただく。そして契約内容を細かく説明